

2. 介護予防通所リハビリテーション 要支援の内訳

R8.6.1

	負担割合	要支援1			要支援2		
		1割	2割	3割	1割	2割	3割
介護予防通所リハビリテーション費	(月額)	2268	4536	6804	4228	8456	12684
介護予防通所リハビリテーション費の減算 (利用開始から12月を超えた場合で算定要件を満たさない場合)	(月額)	-120	-240	-360	-240	-480	-720

※ 利用開始から12月を超えた場合の算定要件は、3月に1回以上のリハビリテーション会議の開催、リハビリテーション会議の内容等の情報を厚生労働省に提出する事。

◇加算等

		1割	2割	3割		
1	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1	88	176	264	/月
		要支援2	176	352	528	/月
2	若年性認知症利用者受入加算	240	480	720	/月	
3	科学的介護推進体制加算	40	80	120	/月	
4	一体的サービス提供加算	480	960	1440	/月	
5	生活行為向上リハビリテーション	6ヶ月以内	562	1124	1686	/月
6	口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回まで)	Ⅰ	20	40	60	/回
		Ⅱ	5	10	15	/回
7	栄養アセスメント加算	50	100	150	/月	
8	栄養改善加算(原則3月以内、月2回まで)	200	400	600	/回	
9	口腔機能向上加算(原則3月以内、月2回まで)	Ⅰ	150	300	450	/回
		Ⅱ	160	320	480	/回
10	退院時共同指導加算	600	1200	1800	/回	
11	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×11.1%				

※加算の中には回数制限があるもの、実施できた場合に加算されるもの、状態によりかかるもの、かからないものがあります。

※負担の割合は介護保険負担割合証に記載されている負担額をご確認ください。

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じた場合、当該月は基本報酬に3%が加算されることとなります。(介護予防を除く)